

## 平成24年度 第3回深谷市同和对策事業審議会議事録

- 1 開催日時 平成24年 8月22日(水曜日)  
開会 午前10時00分  
閉会 午前11時25分
- 2 開催場所 深谷公民館 大会議室
- 3 出席者 会長 國吉 眞弘 副会長 柿澤 俊雄  
(15名) 委員 吉澤 正則 委員 荻野春之助  
委員 吉橋 孝治 委員 清水 國男  
委員 清水 勉 委員 田島 友一  
委員 梅澤 克江 委員 田邊 俊彦  
委員 坂本 住夫 委員 藤本 喜八  
委員 三枝 茂夫 委員 佐々木 太  
委員 小林 利夫
- 4 欠席者 委員 村岡 勉 委員 重田 仁三  
(2名)
- 5 出席職員 栗田企画財政部長 ・澤出教育委員会次長  
須藤企画財政部次長・神田次長兼学校教育課長  
滝澤人権政策課長 ・山田人権政策課補佐  
加藤学校教育課課長補佐兼指導主事  
森田人権政策係長 ・美野田人権教育係長
- 6 傍聴者 2名

(会議の経過)

発 言 者	議題・発言内容（要旨）・決定事項
司会：滝澤課長	<p><b>【平成 24 年度第 3 回深谷市同和対策事業審議会】</b></p> <p><b>1. 開式</b></p> <p>本日は、公私ともにご多用のところ、出席賜りまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、平成 24 年度第 3 回深谷市同和対策事業審議会を開会させていただきます。</p> <p>本日の司会・進行を担当いたします人権政策課長の滝澤です。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、先ず本日の資料の確認についてお願いいたします。</p> <p>まず、事前に配布いたしました、次第でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・深谷市人権施策推進指針の一部見直しについて (資料 1)</li><li>・人権に関する市民意識調査（同和問題）について (資料 2)</li></ul> <p>次に、本日配布になりました、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・住宅新築資金等貸付金に係わる償還状況について (資料 3)</li><li>・民間運動団体中央本部からの事務連絡（通知）に係わる深谷市の対応について(資料 4)</li></ul> <p>併せて、第 3 回深谷市同和対策事業審議会参考資料といたしまして、人権に関する市民意識調査について、が本日配布となっていると思いますが、よろしいでしょうか。資料が 1 から 4、参考資料といたしまして、市民意識調査がございます。</p> <p>それでは、第 3 回審議会の開催にあたりまして、國吉会長より委員のみな様に、ごあいさつ申し上げます。</p>
國吉会長	<p><b>2. 会長あいさつ</b></p> <p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日、第 3 回の同和対策事業審議会を招集いたしました。皆様方大勢にご出席いただき、ありがとうございます。外はご覧のとおり猛暑が続いております。ロンドンオリンピックが閉会となり、今</p>

<p>司会：滝澤課長</p>	<p>日、明日までは甲子園の熱戦がまだまだ続いています。ロンドンオリンピックでは、メダルを取得できた人、取得できなかった人、いろいろな方がいらっしゃるわけですが、一度、メダルを取ることができますとマスコミにも報道されますし、これから銀座をパレードするし、たいへんな差が生じていることを目の前で感じることができました。</p> <p>そして、オリンピックが終わり、そして甲子園が終わりますと、それぞれに参加した選手の皆さんは4年後、若しくは1年後を目指して、それぞれまた厳しい練習、鍛錬が始まることになろうかと思えます。そういうことを考えてみますと、スポーツの世界も終わるということはないと思えます。</p> <p>私たちが日々生活しているこの社会も、社会が続く限り、人権の課題が消えることはなかろうと、そんなふうを考えております。</p> <p>人権の課題が消えることがないということの、原因とか、理由ですが、私たちの社会では残念ながら、強者と弱者、そして富める者（ブルーシオス）と貧しき者（ブトーコス）、その他いろいろな格差が日々生じているのが現実ですが、このような社会において、格差がなくならない限り、格差が存続している限り、人権の問題、人権侵害の問題、人権擁護の問題は消えることがないと考えております。</p> <p>そういう意味では、深谷市の中の人推協においても、また皆様の部署においても人権の課題は、これからも連綿と続くことであろうかと思えます。私たちの行く手にどんなに困難な問題が立ちまはだかろうとも私たちは、英知を出し尽くしてこれらの問題に立ち向かっていかなければいけないと思えます。</p> <p>それでは、本日は第3回の審議会ですが、前回に引き続きの議題と、その他の報告が多少加わっておりますが、以上のことを申し上げまして、あいさついたします。</p> <p><b>3. 審議会委員の出席状況</b></p> <p>会長、ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の審議会委員の出席状況をご報告いたします。</p> <p>本日、定数17人中14人の方が出席をされております。深谷市同和対策事業審議会第5条第3号により、委員の2分の1以上の方が出席されておりますので、本審議会は成立していることを先ず報告</p>
----------------	--

<p>議長：國吉会長</p>	<p>します。</p> <p>それでは、次第により、議事に入りたいと思います。</p> <p>議事の進行役である議長についてですが、本審議会は、審議会条例により、國吉会長から招集をさせていただいておりますので、國吉会長にお願いし、議事の進行をよろしくお願いいたします。</p> <p><b>4. 議事</b></p> <p><b>(1) 深谷市人権施策推進指針の一部見直しについて</b></p> <p>はい、それでは、会長の私が議事の進行をさせていただきます。最後まで、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入る前に、議事録署名委員をお願いしたいと思います。慣例でございますので、私の方から議事録署名人のご指名いたしますので、ご承認をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>はいの声あり。</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>それでは、議事録署名委員に吉橋 孝治委員、田島 友一委員のご兩名をお願いいたします。</p> <p>それから、これも毎回申し上げていることですが、審議会の議事録につきましては、当市のホームページ等により公開をしていきたいと考えておりますので、この点でも皆様方のご承認をお願いいたします。</p> <p>それからもう一つ、傍聴の件でございますが、先程、事務局の方から私の方に連絡がございましたけど、本日は傍聴者がいらっしゃるとのことですので、傍聴者につきましては、傍聴を許可したいと存じますので、この点でもご了承をお願いいたします。</p> <p>はい、それでは、議事に入ります。</p> <p>(1)深谷市人権施策推進指針の一部見直しについて、資料1を議題といたしまして、事務局の提案をお願いします。</p>
<p>事務局：滝澤課長</p>	<p>はい。それでは、事務局の人権政策課長の滝澤の方から説明いたします。</p> <p>事前配布いたしました資料1の方をご覧いただきたいと思います。存じます。(1)深谷市人権施策推進指針の一部見直しについて、説明申し</p>

上げます。平成 24 年 7 月 6 日開催の第 2 回深谷市同和対策事業審議会で、各委員からの意見、要望等を踏まえ、事務局修正(案)を作成しましたので、再度、審議をお願いするものでございます。

見直し個所につきましては、

### 第 3 章 人権施策の基本的方向性

#### 2 分野別施策の方向性

##### (5) 同和問題の施策の一部見直し

### 第 4 章 推進体制

#### 2 国・県・近隣市町村・民間団体等との連携の一部見直し

##### 2. 改訂期日 平成 25 年 4 月 1 日

でございます。

内容について朗読いたします。お手元の資料 2 ページ目をご覧ください。それでは、見直し前と見直し後につきまして、下線が引いてある部分につきましてお読みしたいと思います。

見直し後につきましてですが、中間からその下、その結果から朗読させていただきたいと思います。なお、見直し後の結果につきましては、前回の審議会と訂正がございませんので、よろしく願いいたします。

「その結果、それぞれの分野において相当の成果をあげてきました。特に住環境の分野においては、一般地区との格差は、ほぼ解消されました。また、市民の同和問題に関する理解と認識は深まり、人権意識の高揚も進んできています。今後は、市民の自主性を尊重し、地域社会が様々な人権問題に対して、誤った認識や偏見による差別的な言動を受け入れない環境をつくりだしていくことを目指します。」でございます。前回、ご提案のとおりでございます。

次に、「主要施策の方向性」、これにつきましては、方向性をとりまして「主要施策」と改正していきたいとする内容でございます。改正前につきましては、「①意識調査の実施、市民の人権意識の状況を把握し、人権教育・啓発推進の基礎資料とします。」となっております。これにつきましての、改正案につきましては、皆さんの意見等を参考にしながら削除というご提案でございます。

次に「②人権・同和教育及び啓発の推進」についてでございます。これにつきましても、前回のご提案のとおりでございます。修正後につきまして朗読したいと思います。「②」が「①」に変更になります。「人権教育及び啓発の推進」「本市におけるこれまでの同和問

<p>議長：國吉会長</p>	<p>題に関する教育・啓発活動の成果等を踏まえ、同和問題を人権課題の一つとして捉え、その解決に向けて、お互いの人権を尊重し、人権教育及び啓発の事業を推進します。」というところでございます。</p> <p>改正前の「③ 人権相談体制の充実」「人権を擁護するため、人権相談体制の充実を図ります。」となっております。これにつきましては、改正後につきましては削除となります。</p> <p>なお書きが下にあります。朗読したいと思います。「なお、深谷市人権教育推進協議会での審議事項ではございますが、(参考として)</p> <p>第3章 人権施策の基本的方向性</p> <p>1 共通施策の方向性</p> <p>(3)相談・自立支援体制の充実</p> <p>を次のように見直しを行う予定です。</p> <p>文章中、「人権問題に関する多様なニーズに対する相談体制の充実や解決のための支援に努めます。」を削除し、「様々な人権侵害を早期に解決するため、解決のための助言や一時的な保護を行うなど、相談・支援・救済体制の充実を図ります。」に見直す予定でございます。</p> <p>第4章 推進体制の2「国・県・近隣市町村、民間団体等との連携」でございます。これにつきましても、前回の審議会でご説明、ご提案した内容と同じでございます。修正後につきまして、朗読したいと思います。</p> <p>第4章 推進体制</p> <p>2 国・県・近隣市町、民間団体、企業等との連携</p> <p>「人権教育・啓発の推進については、国・県・近隣市町の行政機関をはじめ、民間団体、企業等がそれぞれの立場で自主的に取り組んでいます。このため、市では人権政策の実施に当たっては、これらの機関等と必要に応じて連携を保ちながら、団体等の取り組みや意見にも配慮する必要があります。また、法務省（さいたま地方法務局熊谷支局・秩父支局）や熊谷人権擁護委員協議会、秩父人権擁護委員協議会などで構成した『熊谷・秩父人権啓発活動ネットワーク協議会』や市内の人権教育に係わる機関、団体及び企業並びに学識経験者をもって組織する深谷市人権教育推進協議会と連携・協力を図ります。」以上でございます。</p> <p>それでは、提案の文章、量的にもそんなにも多くはございません</p>
----------------	---

	<p>ので、早速、中味の審議に入らせていただきたいと存じます。それで、質疑なり、ご意見なり、議事に参加していただきたいと思えます。</p> <p>それでは、どうぞ。</p>
坂本委員	(挙手)はい、議長
議長：國吉会長	はい、坂本委員。
坂本委員	<p>今、事務局の方から説明がされたんですが、前回の2回の会議のときに、私の方からも申し上げたと思うんですが、改正に当たってのどうしても理由等がはっきり見えてこないというのがあります。今も、そのまま前回の内容のままきてるというふうに私は受け止めています。その上で、最後、確認をしておきたいのですが、3ページ目の主要施策に当たって、改正前、①②③とあった内容の、改正前の①③を削除という内容になります。そこで、今回、後に提案されると思うのですが、意識調査の実施については、ここで削除するということは、今後やらないという前提で削除というように考えてよろしいか、確認したいのと、もう一つは、③の人権相談体制の充実ということであったものも削除されると。まあ、その件については、体制の説明書きのように共通施策の方で(3)として、(3)の中にですね、相談・自立支援体制の充実というふうに記載されるようになるようですけども、なぜ文章中のですね、その部分での文章中の「人権問題に関する多様なニーズに…」というものをですね、次に記載する「様々な人権侵害を早期に解決するため…」という形にですね、なぜここでの文面を変えざるを得ないという理由について、もう少し説明をいただきたいと思えます。</p> <p>以上です。</p>
議長：國吉会長	<p>はい、それでは事務局の説明では、欠けているとのご指摘なので、その点についての説明を加えてください。</p> <p>《委員、1名遅れて出席》</p>
事務局：滝澤課長	(挙手) はい。

議長：國吉会長	はい、どうぞ。
事務局：滝澤課長	<p>それでは、坂本委員から3点ほどご質問がございました。一点目につきましては、今回の改正の理由が分からないということで説明がほしいということです。</p> <p>平成24年7月6日に皆さんに説明しましたように、深谷市長から今回の一部見直しにつきまして諮問をさせていただきました。諮問の内容につきまして、もう一度、ご説明したいと思います。深谷市人権施策推進指針の一部見直しについて、理由を添えて諮問させていただきました。</p> <p>それは、平成24年2月10日、深谷市議会全員協議会で報告し定めた「深谷市における今後の同和対策事業について 基本方針」により、別紙のとおり深谷市人権施策推進指針の一部見直しを行う必要があるため、深谷市同和対策事業審議会第1条の規定に基づき、貴会に諮問を行うものであります。というのが理由です。</p> <p>具体的には、今後の同和対策事業について基本方針の中で定められておりますが、人権問題につきまして幅広く今後は行っていくとの、方針を定めています。そこで、</p> <p>当市における人権施策推進指針が、人権教育・啓発を進めるのに上位の方針でございますので、その内容につきまして、基本方針に基づきまして、若干の修正を加えたい、ということです。</p> <p>例えば、1の項目はご案内のように、従前であれば「人権・同和教育」となっております。これにつきましては、「人権教育・啓発の推進」というように修正等をお願いしているところでございます。内容は、ご覧いただければ分かりますように、同和問題を人権問題の一つと捉えまして、その解決に向けて今までの成果等を踏まえてですね、人権を尊重し、人権教育・啓発の事業を進めると。いう改正（案）になっております。</p> <p>二点目、意識調査の関係でございます。</p> <p>この人権施策推進指針につきましては、平成28年度までが期間となっております。今回行うアンケート調査につきましては、平成24年度実施になります。</p> <p>前回でもお話ししましたように、指針の改正には1、2年かかるでしょう。ですから、平成26・27年度には改正の方向にもっていくと。その中で議論もできますので、今回の改正指針の中では、次のアンケート調査の実施を「行う」「行わない」の記載は削除させて</p>



<p>議長：國吉会長</p> <p>坂本委員</p>	<p>いただいたということを提案させていただきたいと思います。</p> <p>なお、今後は、指針の改正に合わせて議論をさせていただくわけですが、併せて、今後は啓発事業ごとのアンケート調査もですね、実施していきたいと考えておりますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に三点目ですが、</p> <p>③を削除して、指針の中の全体の共通施策の方向性の中に入れたらいいのではないかという意見もございます。</p> <p>これについてですが、指針を策定したのは平成 18 年度でございます。その時は、相談体制の充実というのが、分野別施策の同和問題の施策の中に、県、他の市町にもあったようです。</p> <p>その後、特に支援・救済体制の充実を図っていくのだというのが、国の人権教育・啓発に関する基本計画、或いは、今回、県から出された指針の内容等を見ますと、相談に合わせて支援・救済体制を行っていくと。共通施策の方向性のところにありますので、本市も、様々な人権侵害を早期解決するために、そういうことから、支援・救済体制についての充実を図っていくのだということを入れさせていただいたわけでございます。</p> <p>現在でも、DV 問題、それから、いろんな個々の問題につきましての体制が整っているつもりですが、今後もきめ細かな体制の充実を図っていきたいという内容を入れさせていただいた次第でありますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>坂本委員、よろしいですか。</p> <p>はい、じゃあ、確認します。</p> <p>今、事務局の方からご説明いただいたのですが、あの、そうなるんですね、ここで私共に審議をいただいたという前提で申し上げますと、こういうふうに変えたいので理解をいただければいいと。内容的にどういうふう考えたらいいかと、どちらを選択して考えたらいいかと、私自身が本当にですね、見えなくなってきたので最後確認をさせていただいたのです。</p> <p>というのは、元々の資料にもあると思うんですけど、本年の 2 月 10 日の市の方針が出されて、それ以降、様々な形で取り組みの変化があり、今年度はその変更に基づいていろいろ施策が進められてきています。まあ、そういった中での指針の見直しでありますか</p>
----------------------------	--

	<p>ら、2月10日の市の方針に基づいて、様々な部分を訂正していくということは分かるんですけども、そもそもその点をですね、当時の説明の中でもですね、自分が出ていますけども、あの文章だけで概論で、全体的に理解できるというふうになっているのか。まあ、私自身、疑問がありまして先ほども質問を申し上げましたけどね。</p> <p>訂正に当たってですね、一つひとつ、もう少しきちっとですね、その根拠をしっかりと、2月10日の方針の内容だけじゃなくてね、なぜ、そうならざるを得ないのかということ、具体的に内容を提示しないとイケないんじゃないかなと思ったので、最終的に伺えたので、市の方ではこの部分については削除して止めるということですから、止めるのは困ると言ってもですね、市は止めると決めているわけですから、その事務局の説明であるわけですから、それ以上のことは申し上げませんが、ただ、私自身はそういう意味で未だに理解しきれない部分があるということ、これを改めて申し上げて、終わりたいと思います。</p>
議長：國吉会長	<p>何か、はい。</p> <p>それでは、他の委員の皆さんの市に対するご意見を承りたいと思います。</p>
委員	(意見なし)
議長：國吉会長	<p>他に意見がないようですので、お諮りしたいと思います。</p> <p>ただいま、事務局から提案のありました「深谷市人権施策推進指針の一部見直しについて」を提案どおり承認するというご異議ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、皆様のご承認方法として、軽く右の手を上げ、挙手ということで承認していきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
委員	多数の委員異議なし。(13人異議なし)
議長：國吉会長	それでは、次に、
議長：國吉会長	反対という委員は、いらっしゃいますか。
委員	1人の委員反対。

<p>議長：國吉会長</p>	<p>1人の委員意思表示なし。</p> <p>はい。</p> <p>それでは、大多数の皆様のご承認をいただきましてので、本日の議事の(1)深谷市人権施策推進指針の見直しにつきましては、ご承認されたといいたしたいと思います。</p> <p>この指針は承認されたということで、当然、市長に対して答申の手続きがございしますが、これの日程等につきましては、後日、皆さまに事務局の方から連絡が届くことになろうかと思っております。日程等につきましては、事務局からの連絡をお待ちしていただきたいと思います。</p> <p><b>(2) 人権に関する市民意識調査について</b></p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>次の議事ですが、(2)人権に関する市民意識調査(同和問題)について、前回に引き続きまして審議、議題といたしまして、事務局に提案を求めます。</p>
<p>事務局：滝澤課長</p>	<p>(挙手)</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>事務局：滝澤課長</p>	<p>それでは、お手元の資料5ページをお開き願いたいと思います。人権に関する市民意識調査(同和問題)について、ご説明を申し上げます。</p> <p>なお、この案件につきましても、8月19日までには委員さんからの意見はございませんでしたので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、提案の説明をいたします。</p> <p>平成24年7月6日開催の第2回深谷市同和対策事業審議会で、各委員からの意見・要望等を踏まえ、事務局修正(案)を作成しましたので、再度審議をお願いするものです。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>アンケート調査票、人権に関する市民意識調査、これにつきましてもご指摘がありました。それは、どの様なことで実施するのだということでしたので、深谷市としての市民の方々に対しまして、依頼文を作成しましたので朗読します。</p>

	<p>日頃より、市政に対してご理解、ご協力を賜り深く感謝いたします。深谷市では、「お互いの人権を尊重し合える市民生活の実現」を目指し、様々な事業を推進しています。</p> <p>この度、今後の人権教育・啓発施策の参考として、人権に関する市民の意識調査を実施することになりました。この調査は、満 20 歳以上の市民を対象として、3,000 名を無作為にお選びし、アンケートにお答えいただくものです。</p> <p>なお、調査結果は、すべて統計的に処理され、調査目的以外に使用することはありませんので、個人のお名前や回答内容が外部にもれることはございません。</p> <p>ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、アンケートにご協力くださいますようお願いいたします。平成 24 年 10 月 深谷市</p> <p>次に、アンケートご記入に際してのお願いです。これは、目を通していただきたいと思えます。</p> <p>次に 7 ページをお開きください。</p> <p>様々な人権課題についてのアンケート調査の中の同和問題についての項目を提案いたします。</p> <p>前回の提案から、皆さんの意見を参考に、修正したものを再度提案させていただきます。</p> <p>●問① あなたは、同和問題について初めて知ったきっかけは、次のうち何からですか。</p> <p>○は一つです。</p> <p>1 から 13 項目まであります。この中から一つの項目を選択する内容となっています。</p> <p>●問② あなたは、深谷市として決めました「深谷市における今後の同和対策事業について 基本方針」（深谷市議会議員全員協議会に平成 24 年 2 月 10 日に報告）を知っていますか。</p> <p>1.知っている、2.知らない、のどちらかの選択をしてもらいます。</p> <p>2.知らない、という方は問④に進んでいただきます。</p> <p>1.知っている、とお答えの方は、引き続きお尋ねします。</p> <p>●問③ 知っているとお答えの方におたずねします。</p> <p>あなたは、この基本方針についてどこで知りましたか。</p> <p>1 から 7 項目まであります。この中から一つの項目を選択する内容となっています。</p> <p>次に、全員の方です。</p>
--	--

	<p>●問④ あなたは、この基本方針で、「同和問題に関わる「特別措置法」が失効（終了）し、10年の節目を迎えることにより、今後は同和問題を様々な人権課題の一つとして人権行政・教育の中で進める」としてありますが、どう思いますか。</p> <p>選択は一つ、お願いしております。選択項目は1から6までとなっています。</p> <p>次に、参考資料といたしまして、人権に関する意識調査の概要、調査の設計、調査の項目です。</p> <p>なお、全ての調査項目による市民意識調査票につきまして、参考資料として提出しております。この内容につきましては、人推協の部会の委員さんから意見がございまして、内容等については、様々な方向で再度検討しまして、質問数、内容等、ふりがな等々含めて修正を加えたものでございます。</p> <p>なお、ここに書かれていますように、8月31日の第2回深谷市人権教育推進協議会広報・調査部会で再協議、また10月2日開催の深谷市人権教育推進協議会理事会に提案をし、決定をさせていただく内容ですので、よろしく願いいたします。</p>
議長：國吉会長	<p>はい、それでは、ただいま提案のありました、人権に関する市民意識調査（同和問題）の具体的内容について、皆様方からご意見を伺いたいと存じます。どうぞ、ご質疑、何なりとお願いいたします。</p>
坂本委員	<p>(挙手) 議長。</p>
議長：國吉会長	<p>はい、坂本委員、どうぞ。</p>
坂本委員	<p>私ばかり質問して大変恐縮なのですが、アンケート調査の項目については前回も提出されておりましたので見ているのですが、事前に意見を求められていて、それを出してないで、ここで敢えて発言するのは大変心苦しいんですが、一つだけ、1点だけ申し上げておかなければならないと思いますので、お許しいただきたいと思えます。</p> <p>提案のありました資料の2の7ページになります。</p> <p>「同和問題についておたずねします」ということになるわけですが、設問が4つされております。</p> <p>まあ、先ほどの質問でも申し上げましたが、2月10日の市の方</p>

	<p>針の見直しがされておりますので、こうならざるを得ないのかなあと思うんですけども、はなはだ意識調査としての設問として、こういった形が適切なかどうか、皆さんにもお考えいただきたいなあと思って発言します。</p> <p>要点は、設問の②から④の3点を通して申し上げますが、ここで言っておりますのは、市の政策変更にあたって市民に知ってるか、これで良いかという設問になっているんですが、意識調査の設問として、こういう設問の仕方はですね、適切なのかは、私は疑問に思いますので、他の皆さんのご意見をいただきたいなと考えております。以上です。</p>
議長：國吉会長	<p>今、坂本委員からご意見のあったことについて、他の委員の皆様方のお考えがありましたら、お伺いしたいと思います。</p>
議長：國吉会長	<p>ないでしょうか。</p>
議長：國吉会長	<p>本当に特段、ご覧のように資料が、本日ある意味、大量でございますので、この点については、これでちょっと止めさせていただきますが、他にご意見ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>(意見なし)</p>
議長：國吉会長	<p>それでは、他にないようですので、お諮りをしたいと思います。ただいま、提案のありました人権に関する市民意識調査につきまして、提案どおり承認するというごことでご異議ございませんでしょうか。挙手するか、しないとか、省きますけど。ご異議がないということで、ご承認ということでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長：國吉会長	<p>はい、それでは、議事(2)人権に関する市民意識調査(同和問題)については、皆様方からご承認いただいたということで、これにて終了させていただきます。</p>
坂本委員	<p>(挙手) はい。</p>

議長：國吉会長	はい、どうぞ。
坂本委員	一つ、確認しておきたいのですが、諮問事項について、市長の方に答申を出されると思うんですが、その答申の仕方というのは、私ちょっと不勉強なもので分からないので、ぜひ知っておきたいのですが。
議長：國吉会長	はい、それでは、議事（１）の今後の手続きの問題について、後からその手続きについての説明をするのか、今、議案との短い間隔のところの説明するのか。どっちにしますか、事務局、手続きの問題です。
事務局：滝澤課長	（挙手）
議長：國吉会長	はい、どうぞ。
事務局：滝澤課長	内容等、ご承認いただきましたので、諮問に対しての答申を 9 月中に行いたいと考えています。 市長の日程を確認いたしまして、会長、副会長にご案内いたします。全委員さんへ出席していただくのか、代表として会長・副会長の出席なのか、検討をお願いします。 答申内容につきましては、市長から諮問された内容が一部修正されました。ですから、一部を修正し、答申をするという内容になります。
議長：國吉会長	はい、どうぞ。
坂本委員	分かりました。手順は分かったんですが、文章については、事前に委員の方にご連絡いただけるのか。
事務局：滝澤課長	（挙手） はい。
議長：國吉会長	はい、どうぞ。
事務局：滝澤課長	内容につきましては、会長に確認の上、皆さまに市長に答申する前に配布をしていきたいと思っております。

	<p><b>5. 報告事項</b></p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p><b>(1) 住宅新築資金等貸付金に係わる償還状況について</b></p> <p>はい、それでは、先ほどの続きですけれども、報告事項に入りたいと思います。</p> <p>報告事項の(1)「住宅新築資金等貸付金に係わる償還状況について」、資料3が配られております。</p> <p>それでは、その報告を求めます。</p>
<p>事務局：滝澤課長</p>	<p>(挙手) はい。</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>事務局：滝澤課長</p>	<p>それでは、住宅新築資金等貸付金に係わる償還状況について、説明をさせていただきたいと思います。資料は、本日配布になりました資料3をご覧くださいと思います。</p> <p>まず、住宅新築資金等貸付事業は、国の地域改善対策特定事業(特例事業)として、昭和41年度から行われました内容でございます。</p> <p>深谷市では、貸付条例を制定しまして、昭和43年度から平成9年度まで実施した事業です。</p> <p>①事業の概要について、ご報告いたします。対象地域の環境の整備改善を図るため、当該地域に係る住宅の新築若しくは改修又は住宅用の土地の取得について必要な資金の貸付を行う事業です。対象地域とはですね、当時、行政が同和対策地区として指定させていただいた地区です。現在では、旧同和地区でございます。</p> <p>次に貸付内容でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅新築資金は、昭和49年度に創設でございます。貸付限度額760万円、旧深谷市では800万円ございました。</li> <li>・住宅改修資金(昭和41年度創設)、貸付限度額は480万円でございます。</li> <li>・宅地取得資金(昭和48年度創設)、貸付限度額は590万円でございます。</li> </ul> <p>貸付利率は、年2%、平成4年度からは3.5%、なお、定められた償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じてその延滞した額につき、年10.75%(旧深谷市10.95%)の違約金が発生する内</p>



	<p>容でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総貸付件数でございます。490件あります。1,701,480,000円内訳でございます。新築325件、1,475,300,000円でございます。改修158件、209,180,000円でございます。宅地7件、17,000,000円でございます。</li> <li>・平成22年度の未納者件数でございます。お手元の資料のとおりでございます。未納者の貸付年度は、昭和47年度から平成7年度まででございます。</li> </ul> <p>○新築55件（元金109,904,443円＋利子16,208,500円） 計126,112,943円でございます。</p> <p>○改修13件（元金11,135,404円＋利子1,136,922円） 計12,272,326円でございます。</p> <p>○宅地については、未納者はありません。</p> <p>・合計68件（元金121,039,847円＋利子17,345,422円） 計138,385,269円でございます。</p> <p>この他に、違約金が年10.75%、旧深谷市では10.95%が発生しているということです。当時の住宅金融公庫の違約金につきましては、概ね15%になっております。</p> <p>未納率です。元金ベースで7.11%であります。</p> <p>回収率は、元金ベースで92.89%、93%の方はすでに償還済みです。</p> <p>現在、7%の方が色々な事情で、ですね、未納となっております。次に、未納者解消に向けての協力依頼でございます。</p> <p>事業の概要でも、説明しましたように、この住宅新築資金等貸付には、民間運動団体支部長さんや役員さんの方に協力をお願いした事業でもあります。</p> <p>具体的には、貸付を決定する際に、支部長さんや役員さんにご協力をいただき、運営してきた事業でございます。</p> <p>また、深谷市では、訓令を定め、同和対策個人的給付事業の対象に関する審査会で決定してきた内容でございます。</p> <p>資料3では、未納者の氏名は白紙でございます。</p> <p>地区ごとに深谷、岡部、川本、花園の貸付年度、貸付額、さらに連帯保証人、抵当権の設定の有無を表示させていただいております。</p> <p>これらにより、支部長さんや役員さんには、どなたが未納してい</p>
--	--

	<p>るのか、多少お分かりになると思います。</p> <p>是非、お願いがあります。</p> <p>今後は、未納者の解消に向けての協力を、支部長さん等をお願いしていきたいと考えております。</p> <p>色々な事情での未納者。その解決に向けて、集金等をお願いするという事ではないのです。</p> <p>未納者の解消に向けてのご協力をいただきたいということによりお願いします。</p> <p>なお、この資料は、取扱注意でございます。審議会資料として、ホームページでの公表は行わないことのご了承をお願いしたいと思っております。以上です。</p>
議長：國吉会長	<p>はい、それでは、ただいまの報告事項、住宅資金の未納についての報告がございました。皆様方からご質疑等、承りたいと存じます。</p>
三枝委員	<p>(挙手)</p>
議長：國吉会長	<p>はい、三枝委員、どうぞ。</p>
三枝委員	<p>説明があったのに聞き落としたという感じがするのかなど。今、どこの説明なのかと、表見たり、裏見たりで聞き落としたのかも知れませんが、未納の問題だけがポコッと出てきて、今この資料にですね。全体として何戸、総数、事業全体がどうなったのかと、その中でその事故というか、未納があると。こういう説明がいただきたい。で、全体として回収率が93%、92.89%、それから9割以上の人がきちっと返していると。で、7%ぐらいの人がまだ返していないと。行政用語は分からないのですが、もう取り立てる、回収する見込みがないから、代わって市が払って欠損してしまったというケースもあったんじゃないかと思うんですが。そのあたりも、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。</p> <p>全体状況をまず、未納の問題だけだと、確かに課題としてありますよと、運動団体にも責任はありますよと、それは分かるんですが、事業の成果というか、もっと大きな成果があったと思うんです。</p> <p>それも分かるようにしていただきたいという希望なんです。</p>
議長：國吉会長	<p>事務局、今日、これお答えできますか。</p>

事務局：滝澤課長	件数、金額でしたら、
議長：國吉会長	はい、それではお答えください。
事務局：滝澤課長	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>貸付件数ですが、総件数では1市3町で490件でございます。金額が、1,701,480,000円でございます。</p> <p>新築で325件、1,475,300,000円でございます。</p> <p>改修で158件、209,180,000円でございます。</p> <p>宅地で7件、17,000,000円でございます。</p> <p>未納は件数で68件、金額は138,385,269円でございます。未納率は7.11%、元金ベースです。回収率が92.89%でございます。</p> <p>また、成果等についてですが、現在、まだ継続しておりますので、今後の課題として、ご了承いただきたいと存じます。</p> <p>この資料につきましては、取扱注意ということで、お願いします。</p> <p>この他に細かい資料をいただきたいということがあろうかと思いますが、この資料でご了承いただきたいと思っております。</p>
議長：國吉会長	三枝委員に、この報告資料がいないんじゃない。
事務局：滝澤課長	これは、これはないです。
議長：國吉会長	<p>ああ、はい、はい。私にはあるからね。</p> <p>届いてないのかなと思って、尋ねたわけなんだけど。</p> <p>それでは、口頭説明で、ただいまの内容で。</p>
三枝委員	<p>やっぱりね、この住宅資金が担当サイドで成果が出たとして確認しないと。成果は成果として確認しながら、しかし、まだ返済しきってないわけだから、課題としてこういう課題があると、もう嵐がいけばいいなという気持ちでちょっと発言させていただきました。ありがとうございました。</p>
議長：國吉会長	<p>あの、少し、議長の方からお尋ねしますよ。住宅資金とか、この種の関係につきましては、長い間、この同和対策事業審議会が開催されておられませんし、貸付当時は、この対策事業審議会が開催され</p>

	<p>て、承認をもらってこういう事業がスタートしたのか、そういう出発の時点の事情は当審議会の委員は誰も分からないわけです。</p> <p>そこで昔のことを、今更、説明してもらおうとは思いませんが、今日、報告のありましたこの未納の回収金、今年もこの未納回収金については担保権が設定されている、保証人が付けられている、こういう段取りになっていますよね。まず、この未回収者の人たちに対して、この担保権の実行とかはするおつもりなんですか。</p> <p>それと、保証人の方にも、当然ながら償還の請求とか、これまでされているのでしょうか。そういうことについて、ちょっと見えないので、議長の方から皆様方に成り代わって質問をさせていただきます。</p>
事務局：滝澤課長	(挙手) はい。
議長：國吉会長	はい。
事務局：滝澤課長	<p>住宅資金につきましては、昭和 40 年代からの貸付事業でございます。</p> <p>昭和 50 年代後半、60 年代の貸付につきましては、抵当権、連帯保証人について、すべて設定した事業であります。ただし、昭和 40 年代、50 年代前半の数年については、抵当権・連帯保証人については設定しないという状況もありました。</p> <p>貸付につきましては、今、説明しましたように、それぞれの市町について、個人給付事業に係る審査会というのを持っておりまして、そこで決定して貸付を行っていたという状況でございます。</p> <p>旧花園町のことについてですが、私、担当をしておりましたので、内容等について、少し分かっておりますので報告します。多分 1 市 3 町も同じだと思います。</p> <p>色々な事情で、長く未納が続いたという方の財産等につきまして競売が行われたというケースもございました。</p> <p>それは、町の住宅資金だけではなく、他の金融機関から資金をお借りになっていた方でございます。</p> <p>競売になりましたも、住宅資金につきましては、なかなか第 1 抵当は取れませんでしたので、結果、少しの支払をいただいたという状況でございます。この様なことは、今後はないかも知れません。</p> <p>現在は、未納者の件数もそう多くないので、保証人、連帯保証人、</p>

<p>議長：國吉会長</p>	<p>法定相続人等を把握している状況でございます。</p> <p>未納者がどのような状況にあるのか、法定相続人が存在しているのか、或いは、連帯保証人がどこにいるのかなど、詳細に調査をしている段階でございます。</p> <p>なお、本年度から、未納者と連帯保証人、また、相続人の方に未納額につきまして、ご通知を申し上げているところです。</p> <p>その方から、何人かですが、こうした金額を借りた経緯は分からないというお話をお聞きしている状況でもございます。</p> <p>今後は、会長からご指摘がありましたように、色々な収納対策をとりながら、検討していかなければならない、と考えています。</p> <p>国、埼玉県にも何らかの方法で、働き掛けていきたいと考えています。以上です。</p>
<p>坂本委員</p>	<p>(挙手) 議長</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>はい、この件について、他にご意見がなければ、この報告事項について処理をしたいと存じます。</p> <p>他にご意見ございませんでしょうか。</p>
<p>坂本委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>2つほど、確認しておきたいのですが。</p> <p>一つはですね、表にあります件数になるわけですが、この事業はすでに制度として終了しておりますよね。終了しておりますので、最終約定償還日があると思うのですが、現在、約定償還日が残っているのかどうか一つです。</p> <p>それに、もう一つはですね、ここに表にあります滞納年月日が書かれておるんですが、中には分割納付中とあるのは少し入れていると分かるのですが、今年度実績がないというのと平成19年と新しいのがあれば、Sという頭文字が昭和ということになるかと思うんですが、そういった形での年式が書いてありますが、それらの記載の根拠について、ご確認させていただきたいと思います。これは、最後に入金された月を示していることかと、聞いておきたいと思います。</p> <p>それで、最後にですね、後になっちゃいましたけど、先ほど「運動団体の支部長さんにご協力をお願いしたい」ということがあった</p>

<p>議長：國吉会長</p> <p>事務局：滝澤課長</p>	<p>んですけど、まあ、それをどういうふうな形で進めようとしているのか、お聞きしたいです。というのは、以前、合併になった頃だと思んですけど、当時、私、旧岡部地区なもんで、岡部地区で償還の指導をしていた人からですね、聞いたんですが、償還の指導に入ったときにですね、「なぜ、そんな事情をあなたが知っているのか」というようなお話があって、個人情報を行政は教えるのかということで、何かトラブルがあったような話を聞いて、その後、その作業は止まってしまったということを知ったんですが、それを教えて最後やるというふうについては、何かそのときの状況を踏まえてのお考えがあるのか、もう一度お聞きしたいということです。</p> <p>答えられればどうぞ。いいですか。</p> <p>3点ほど、坂本委員より質疑がありました。</p> <p>一つは貸付条例の関係でございます。この貸付条例につきましては、平成9年度をもって廃止となっております。これには、ただし書きがありまして、廃止後の償還につきましては引き続き効力を有するというので各1市3町条例を廃止しております。貸付の償還につきましては以前の条例に基づいて事務を行っているという状況でございます。</p> <p>また、滞納年月日の関係でございます。この年月日が最後の納付日、入金日となっております。それから、貸付年度につきましては、岡部地区の中ほどに7というのがございます。これは平成7年度ということでございます。他は、ほとんどが昭和でございます。まだ、現年度といいましょうか、その方もあと数年ございます。主に償還期間を15年から20年を設定しておりますので、平成9年度で終わりましたので、その時期に借りた方につきましては、現年度の償還があると。その方につきましては、すべて償還期日どおり支払われているという状況でございます。</p> <p>それから、支部長にご協力をお願いするということですが、これらは個人情報でございます。「滝澤 孝に未納がいくらある」という情報を関係者の方にも公開するのは厳しい状況でございます。</p> <p>そこで、例えば、「滝澤 孝さんのご子息の方について、ご存知か」とか、情報をお持ちの方が「実はここにいるよ」とかの情報があれば、そうした情報をいただきたいと。</p> <p>一緒に未納金の回収に回っていただくとか、一緒にご連絡をして</p>
--------------------------------	--

	<p>いただく、ということではございません。色々な情報をいただき、今後も回収できるのか、不可能なのか等含めて、そろそろ決定する時期にきているのだらうと思うわけです。</p> <p>私みたいに過去に経験をした職員もいなくなってくると思いますので、是非、みな様方のご協力により、終了していきたいと考えていますので、検討をお願いします。</p>
議長：國吉会長	他にございませんでしょうか。
三枝委員	(挙手) はい。
議長：國吉会長	はい、三枝委員、どうぞ。
三枝委員	<p>ちょっと、あの、私たち運動団体としても同和行政が終わっても、この問題が終わらないと、解決したとなかなか言い切れない。</p> <p>だから、この問題はやっぱり我々も解決のために努力するべきだと思っているのですが、世間ではですね、同和問題を話するとき、率直に、変なふうに言う人がいるんです。「あんた達は、借りた金も返さない」と。住宅資金なんかも返していないじゃないかと。そういうふうにと同和問題という、借金返してないと、で、そういう形で話しをする。それが、深谷市民であってもそういう人たちがいる、それが現実なんですよね。</p> <p>ですから、そんなことはないということが、きちっと言える状況を作らないと。切実な話なんです。で、我々運動団体としては、国に対しては、市町村、県の責任になるからと、国に責任を持てと。支払うことが不可能だとはっきりしている場合は、国は、県や市町村にその金を返せというようなことはやらないでほしいと。</p> <p>早く、そのけじめをつけて、決着を図ってほしいということ、国に対してはいつも要求しているんです。あの、借金返しを県や市町村に押し付けるというやり方は、もう止めろという、止めてほしいということで、毎回、国土交通省との交渉などで言ってきているんですけどね。</p> <p>まあ、いずれにしても、払える見込みがない、取り立ててもしょうがないというのが分かったら、そこでどう決着するかということ、を話し合っ、早くこの問題もけりをつけたい、つけてほしいと思っています。</p>

<p>議長：國吉会長</p>	<p>他にもまだ、ご意見ありますか。</p> <p>はい、ご意見が他にはございませんようですので、この報告事項の（１）住宅新築資金等貸付金に係わる償還状況につきまして、報告を承ったということで終わりにしたいと思います。</p> <p><b>（２）民間運動団体中央本部からの事務連絡（通知）に係わる深谷市の対応について</b></p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>続きまして、（２）の報告事項、民間運動団体中央本部からの事務連絡（通知）に係わる深谷市の対応についてということで、資料４、当日配布ということで、資料が配布されておりますでしょうか。</p> <p>それでは、報告をお願いします。</p>
<p>事務局：滝澤課長</p>	<p>（挙手） はい。</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>事務局：滝澤課長</p>	<p>それでは、民間運動団体中央本部からの事務連絡（通知）に係わる深谷市の対応について、報告いたします。</p> <p>資料は、本日も配布になりました。資料４をご覧いただきたいと思っております。まず、「深谷市における今後の同和対策事業について 基本方針」の４ページをご覧いただきたいと思っております。</p> <p>２．事業の見直しの１につきまして下線が引いてあるかと思っておりますが、朗読したいと思います。</p> <p>●大里郡市同和対策推進協議会で定めている同和問題等に関する施策を展開している民間運動団体に対する深谷市の対応基準(平成11年1月1日施行)を平成24年3月31日をもって廃止する。</p> <p>民間運動団体及びその同一組織の上部団体が主催又は関係する「話し合い」及び総会、研修会等一切の事業に対応しない。となっております。</p> <p>次に、８ページをお開きください。大里郡市同和対策推進協議会で定めた運動団体対応基準をご覧いただきたいと思っております。この下段でございます。</p> <p>４ 運動団体への対応原則の(1)を朗読したいと思います。</p> <p>●4 運動団体への対応原則</p>



	<p>運動団体の総会及び研修会に職員を派遣し、並びに話し合い(交渉)等に対応する原則は次のとおりとする。</p> <p>(1)地元団体は、当該市町が対応する。また、その同一組織の上部団体に対しては、対応基準の趣旨に基づく運動団体に対して対応することができるものとする。</p> <p>深谷市では、この対応原則を含んだ対応基準を平成24年3月31日に廃止しているところでございます。</p> <p>それでは、民間運動団体中央本部からの事務連絡(通知)に係わる深谷市の対応について、を報告します。先ず、平成24年7月20日付けで、深谷市長宛に届いた事務連絡(通知)の主な内容です。</p> <p>去る7月6日・7日の両日にかけて、平成24年度中央本部の総会を開催いたしました。</p> <p>席上、埼玉県内の幾つかの地方自治体が、差別行政を実施していることに対しまして、この差別行政を糾す(罪・犯行を糾す、※これは私が辞書を引いて調べたものです)ために、部落解放運動闘争本部を設置することになりました。</p> <p>このことに伴い、今後の対応窓口は闘争本部となりますので、あらかじめ通知します。</p> <p>本部長〇〇〇〇 副本部長〇〇〇〇 事務局〇〇〇〇 事務局 〇〇〇〇</p> <p>という内容でございました。</p> <p>また、7月25日付けで、深谷市長宛に「公開質問書」、7月26日付けで、人権政策課長宛に「公開質問書」、8月7日付けで、人権政策課長宛に「確認」も届いています。</p> <p>さらに、突然、7月25日には、闘争本部4人の方が、来庁しました。名刺交換だけではなく、中央本部との「話し合い・基本方針の説明」をもて、と、事務室内に入り、課長席を取り囲み、「話し合い」を強要したため、警察に連絡する。という対応になりました。</p> <p>その後、中央本部からの数十回に及ぶ電話、8月9日には、闘争本部、中央本部3人が来庁する。という状況が続いている状況であります。</p> <p>深谷市では、資料4でも説明させていただきましたように、運動団体対応基準を廃止し、民間運動団体及び同一組織の上部団体が主催又は関係する「話し合い」及び総会、研修会等一切の事業に対応しないことを決定しておりますので、今後もこの様な要請行動等がありましても一切の対応をしないことを報告させていただきます。</p>
--	---

	<p>また、深谷市では、この様な基本方針を決定しながらも、市長の指示により、1年に1、2回程度の「意見交換」を深谷市内の支部ともつことになっておりますが、このような民間運動団体の要請活動等により、「意見交換」を開催していくのか、今後は検討しなければならない状況になってしまうのではないかと、大変危惧しているところです。</p> <p>今後は、このような要請行動を起こさないよう、上部団体等にもご理解いただきたいと考えています。</p> <p>以上で、民間運動団につきましたの深谷市の対応についての説明・報告をさせていただきました。</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>ただいまの深谷市における運動団体等の対応について、事務局の方からご説明・ご報告がございましたが、これについて、ご意見ございますでしょうか。</p>
<p>三枝委員</p>	<p>(挙手) はい。</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>三枝委員</p>	<p>今の説明を聞いて、大変驚きました。まあ、同和行政、終わることには反対だと、そういう意見は出されているし、機関紙等でも書かれていますけれども。へんな言い方ですが、役所に押しかけて行って、まあ、そういうふうに強要するというか、そういうことまで行われていたのかということで、大変驚きました。</p> <p>あの、やっぱりこれは市民にですね、知らせた方がいいと思いますよ。市民にも。そういうことが行われている、ということを私は許してはいけないというふうに思います。</p> <p>今の報告から横道に逸れるかも知れませんが、長野県で長野県知事が同和行政を止めたときは、団体とかの交渉は新聞記者を必ず入れてやると。新聞記者を入れるんです。そうすると、新聞記者がいて、公開でやっているから無茶なことはできない、言えないんです。だから、運動団体も来なくなると。</p> <p>ですから、公開でやればね、運動団体との話し合いをどうしてもやるんだったら、今日の審議会と同じように公開でやるという形をとれば、社会常識に沿った形での話し合いはできるかもしれません。けれども、ここまでやらなきゃいけないようなその行動という</p>

議長：國吉会長	のは、やっぱり慎むべきだと、団体は思います。
坂本委員	はい、他にご意見、ございませんでしょうか。
議長：國吉会長	(挙手) はい。
坂本委員	はい、坂本委員、どうぞ。
	<p>今、三枝委員の方から大変貴重な、他人事のようなご意見が述べられたように思いました。三枝委員も、その運動団体の一つの団体の責任者であると思うんですけども、まあ、自分とはやっていないと言われるから、そういうふうな発言になるんでしょうけども。</p> <p>まあ、私も現場の状況を知りませんから、何がいいか、悪いかは分かりません。ただ、今、課長の報告でいうと警察を呼んだんで大変なことになったと、まあ、そういうふう聞こえるんですが、どういふふう大変だったのか、よく分かりません。</p> <p>なぜならば、対応しないという団体が、団体対応しないというのは、どうしてだと来たんだと思うんですけども。「対応しないと決めたから、あなたたちとは話をしない」というふうになったんではないかなと、私は想像させてもらいますが、そういった問答をして押し問答になると思います。話を受ける、受けない、受ける、受けないというふうな時間が経てば経つほどですね、まあ相手方も興奮するでしょうし、こちら側も公務中でありますから、公務の妨害になるという点を捉えれば、そういう騒ぎに警察に連絡するという騒ぎになったのかなと思います、そこまで大げさにするような事態であったのかという詳細について、ちゃんと付け加えていただかないと、今、三枝委員が申されたようなですね、一部誤解が他の委員さんにも与えられることになると、私は危惧しております。</p> <p>何も彼等が正しいことをやったとは思っておりません。すべてね。すべて正しいことをやったとは思っておりませんけども、今回の2月10日以降の市の方針内の対応についてですね、抗議をする行為について、全ていけないというふうな対応をすべきなのかについても、皆さまにお考えいただきたいと、私自身は思っております。ご理解いただいたから、私は明日からやるぞと言っているつもりはありませんので。以上です。</p>

<p>議長：國吉会長</p>	<p>2月10日の基本方針発表以後の現段階での対応について、先ほど事務局の方からご説明がございました。</p> <p>そして、運動団体に係わる2人の方から、ただいまお聞きのような発言が出ています。運動団体以外の委員の皆さん、ご意見がありましたら、よろしく願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>(意見なし)</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>それでは、ご意見がないようですので、敢えてこれ以上は皆さまに求めないことにします。この種の問題は、これからも往々にして当市においても出てくる問題であろうと思いますので、どちらかの部門でまた引き続きこの点について、皆様方とご討議をする機会があるかと思いますが、そのときにまわしたいと存じます。</p> <p>そういうことで、(2)民間運動団体中央本部からの事務連絡(通知)に係わる深谷市の対応について、これで皆様方のご了承を求めたいと思いますけど。これはこれでよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議長：國吉会長</p>	<p>はい、それでは、皆様方のご了承があったということで、報告事項の(2)につきましても、これで終了とさせていただきます。</p> <p>はい、それでは、本日は議事が2本、報告事項が2本、皆様方のご協力のおかげで、すべて終了することができました。皆様方に感謝の意を表したいと思います。これにて、私共、議長と副議長を解任とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>事務局：滝澤課長</p>	<p><b>6. その他</b></p> <p>会長、副会長お疲れ様でした。本日、予定しておりました議事及び報告事項は、皆様のご協力により無事終了することができました。大変、ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第の最後になりますが、その他として、何かございますでしょうか。</p> <p>ないようですので、ここで事務局より、次回の審議会につきまして、ご案内をさせていただきたいと思います。</p> <p>次回の審議会は、平成25年2月を予定しております。日程・審</p>

<p>事務局：滝澤課長</p> <p>柿澤副会長</p>	<p>議内容等は、会長・副会長と調整していきたいと思います。</p> <p>なお、この頃にはアンケートの結果についての内容を報告できるかと思っています。よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p><b>7. 閉会</b></p> <p>それでは、次第によりまして、閉会を柿澤副会長にお願いいたします。よろしくお願ひします。</p> <p>はい。</p> <p>慎重なる審議、本当にありがとうございました。</p> <p>それでは、平成 24 年度第 3 回深谷市同和対策事業審議会を終了いたします。皆さん、ご協力ありがとうございました。</p>
------------------------------	--